

新型コロナウイルス感染症に対する当社の対応について

富士フレイバー株式会社は、2020年2月25日に厚労省より示された「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を踏まえ、社内外への感染被害抑止と当社に勤務する従業員の安全確保の観点から、2020年2月26日より以下の対応を実施しておりますのでお知らせします。

【対応方針】

国(政府・関係省庁)及び各都道府県の指示に従うことを原則として、当面の間、以下の対策を実施いたします。

- 業務内外に関わらず「手洗・消毒、マスク着用、うがい、咳エチケット」を徹底
- 在宅勤務およびフレックス勤務制度を活用した時差出勤の推進
- 国内外出張の原則中止又は延期
- 「不要不急の外出/不急の研修・会議の開催・参加」の自粛
- 出社前の従業員及び家族の検温・記録、症状の有無確認を徹底
- 感染/濃厚接触(感染者と半径2m以内で30分以上過ごすこと)の有無に関わらず、発熱等の風邪の症状がある場合は、出社停止
- 感染/濃厚接触の疑いがある場合は、国・各都道府県・医療機関等の指示に従って対応を実施

上記に併せて、従業員に対して、本人及び家族に感染/濃厚接触の疑いがある場合等につき、会社に報告することを義務付けており、社内における状況把握に努めております。

当社は、新型コロナウイルス感染症に関する状況を注視しながら、今後も必要な対応を実施してまいります。

関係者の皆様におかれましては、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

2020年3月3日
富士フレイバー株式会社